

知ってください、国保のこと

～私たちの健康を支える国民健康保険制度～

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられるよう、みんなで
お金を出し合って支え合う制度です。国保の健全な運営のために、医療費の節減に協力ください。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎ 23-2127

国保に加入・脱退するとき は届け出が必要です

国保は、健康保険制度の一つで、職場の健康保険(社会保険など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人が加入する保険制度です。

国保に加入または脱退するときは、手続きが必要です。次に該当する場合は、14日以内に保険年金課または、各総合支所市民生活課、各地区市民センターに届け出てください。

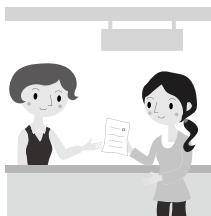
●国保に加入

- ・他の市区町村から転入したとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・国保に加入している人で、子どもが生まれたとき

・生活保護を受けなくなったとき
※職場の健康保険などに加入している人は、国保への加入は不要

●国保を脱退

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・他の健康保険に加入したとき
- ・生活保護を受給し始めたとき
- ・死亡したとき



届け出が遅れると

届け出が遅れると、保険証が発行されないため、医療費を全額自己負担することになります。また、他の医療保険に加入したときに脱退の届け出を怠ると、保険税(料)を二重に支払う可能性があるため、必ず届け出てください。

なお、市内で転居して住所が変わった場合や、世帯主が変更になった場合も届け出が必要です。

医療費節減に協力ください

医療費が増えると、国保から病院へ支払われる医療給付も増えます。給付増額分を補うために保険税が引き上げられる可能性もありますので、次のポイントを参考に、医療費節減に協力ください。

●医療費節減のポイント

- ・生活習慣を見直し、適度な運動・栄養・休養をバランス良く取る
- ・病気の早期発見と早期治療のため、定期的に健康診断を受ける
- ・休日・時間外診療は、緊急時などやむを得ない場合を除き控える
- ・かかりつけ医や薬局を持つ
- ・価格が安い、ジェネリック医薬品を利用する

税・保険料の納付は、 便利な口座振替で!

口座振替は、金融機関の窓口で預貯金通帳と届け出印、被保険者証または納税(納付)通知書を持参し、申し込みください。

●開始の時期

口座振替は、申し込み月の翌月末以降から始まります。なお、月末近くに申し込みと、翌々月末から始まる場合があります。

●結果の確認

預貯金通帳を記帳して確認ください。

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

マイナンバーカードの健康保険証利用は、10月から本格運用の予定です。利用には事前の登録が必要で、パソコンやスマートフォンを利用して、マイナンバーポータルから申し込みができます。また、保険年金課でも登録の補助を行います。



マイナポータル